

新年のごあいさつ



社団法人電波産業会
会長秋草直之

明けましておめでとうございます。

年頭にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

会員の皆様には、平素から当会の事業に対しまして格段のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

お蔭さまで、昨年も当会の主要な業務である通信・放送分野における電波利用システムに関する調査・研究・開発業務、照会相談業務等の普及啓蒙事業、標準規格の策定業務、周波数変更対策業務等はいずれも順調に推進することができました。

これもひとえに総務省をはじめ関係団体及び会員の皆様方のご支援、ご協力の賜物であり、改めて深く感謝する次第でございます。

さて、昨年の当会を取りまく環境を顧みますと、通信関係においては、携帯電話の機能が一層多様化・高機能化し、利用可能なサービスの充実が図られるとともに、第3世代移動通信システムの加入者が2,430万人を超え、第2世代から第3世代への移行も着実に前進しております。また、無線LAN・無線アクセスの普及も進展しております。放送関係におきましては、当会の周波数変更対策業務も、関係機関のご協力を得て順調に遂行することができました。これにより、東京、大阪、名古屋の三大広域圏における増力が予定を繰り上げて可能となるとともに、水戸、富山、岐阜、神戸、神奈川の県域局でも地上デジタルテレビジョン放送が開始される等、地上テレビジョン放送のデジタル化が着実に前進しております。

電波利用システムに対するニーズは、携帯電話に加えて無線LAN、電子タグ、ITS、情報家電等ますます高度化かつ多様化してきておりますが、今後はユビキタスネットワーク社会の実現に向けた取り組みが重要な課題となっております。こうした社会の要請にこたえるための新しい電波利用システムを迅速に研究開発し標準化することや、これに伴う電波の環境問題を調査研究し周知し

ていくことは、ますます重要なことになってきております。また、昨年9月に総務大臣の指定を受けました5GHz帯の周波数終了対策業務につきましても迅速かつ適切な推進が求められています。

このような状況を踏まえまして、本年も総務大臣指定の「電波有効利用促進センター」及び「指定周波数変更対策機関」並びに「登録周波数終了対策機関」として当会に課せられた事業を積極的に展開して参りたいと存じますので、会員の皆様方の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆様方のますますのご発展とご多幸を祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。

ARIBの動き

第56回規格会議が開催される(続報)

前号に引き続き、第56回規格会議(平成16年12月14日)において改定が承認された標準規格及び技術資料のうち、前号に記載した1～5項を除く下記5件の概要を記載します。

6 デジタル放送における映像符号化、音声符号化及び多重化方式標準規格(ARIB STD-B32 Ver.1.8)

TR-B13及びTR-B14におけるSBR音声符号化の規定追加に伴う修正を行った。これにより、SBR音声符号化は、BS/広帯域CSデジタル放送においては使用されないが、他のデジタル放送においては使用されることを明確にした。

7 サーバー型放送における符号化、伝送及び蓄積制御方式標準規格(ARIB STD-B38 Ver.1.2)

- (1)準拠規格であるETSI技術仕様の変更に伴う国際整合性の確保のための改定、
 - (2)IETF規格準拠と国際整合性の確保のための改定、
 - (3)誤記訂正、表現の明確化及び用法の統一、
- を行った。

8 地上デジタル音声放送運用規定技術資料(ARIB TR-B13 Ver.2.0)

ARIB TR-B14に規定されるCプロファイルデータ放送規定と整合性を持つデータ放送規定を、第3部 P2プロファイルとして新規に策定した。

また、ARIB STD-B24の4.1版への改定において、第2部Pプロファイルにて参照している記述が改定されたため、旧規定の参照であることを明確にするため、参照箇所にARIB STD-B24(4.0版)と旧版であることを明記した。

9 地上デジタルテレビジョン放送運用規定技術資料(ARIB TR-B14 Ver.2.2)
携帯端末に向けた1セグメントを使用するデータ放送のプロファイルにおいて未定になっていた字幕放送関係規定、及び携帯端末に向けた1セグメントを使用するデータ放送における著作権保護規定を新たに記載した。また、これまでの規定についても改定を行った。これにより、2002年1月の1.0版策定以降、継続的に審議されてきた地上デジタル放送運用規定の策定作業は一段落した。

特に1セグメント放送の字幕放送関係規定については、第三編データ放送運用規定第4部Cプロファイルにおいて、TBD扱いであった第6章「字幕符号化の運用(オプション)」の内容を明確化するなど、全体にわたる改定を行った。

また、1セグメント放送の著作権保護関係規定については、放送波によりコピー制御情報を送出するが、スクランブルは施さない旨記載するとともに、CASについては、当面、搭載不要とした。その他、第八編コンテンツ保護規定の構成の見直しを行った。

10 BS/広帯域CSデジタル放送運用規定技術資料(ARIB TR-B15 Ver.3.2)

受信機へ搭載可能なリムーバブル記録媒体へのコンテンツ保護方式として「Content Protection for Recordable Media (CPRM) SD-Video」を追加した。

電気通信／放送 行政の動き

高出力型950MHz帯パッシブタグシステムの技術的条件 (情報通信審議会からの一部答申)

総務省は、平成16年12月15日、情報通信審議会(会長:秋山 喜久 関西電力株式会社代表取締役会長)から、平成14年9月30日付け諮問第2009号「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「移動体識別システム(UHF帯電子タグシステム)の技術的条件」について、高出力型950MHz帯パッシブタグシステムの技術的条件に関する一部答申を受けました。

1 一部答申の概要

1. 1 UHF帯電子タグシステムの分類

1. 1. 1 800/900MHz 帯パッシブタグシステム

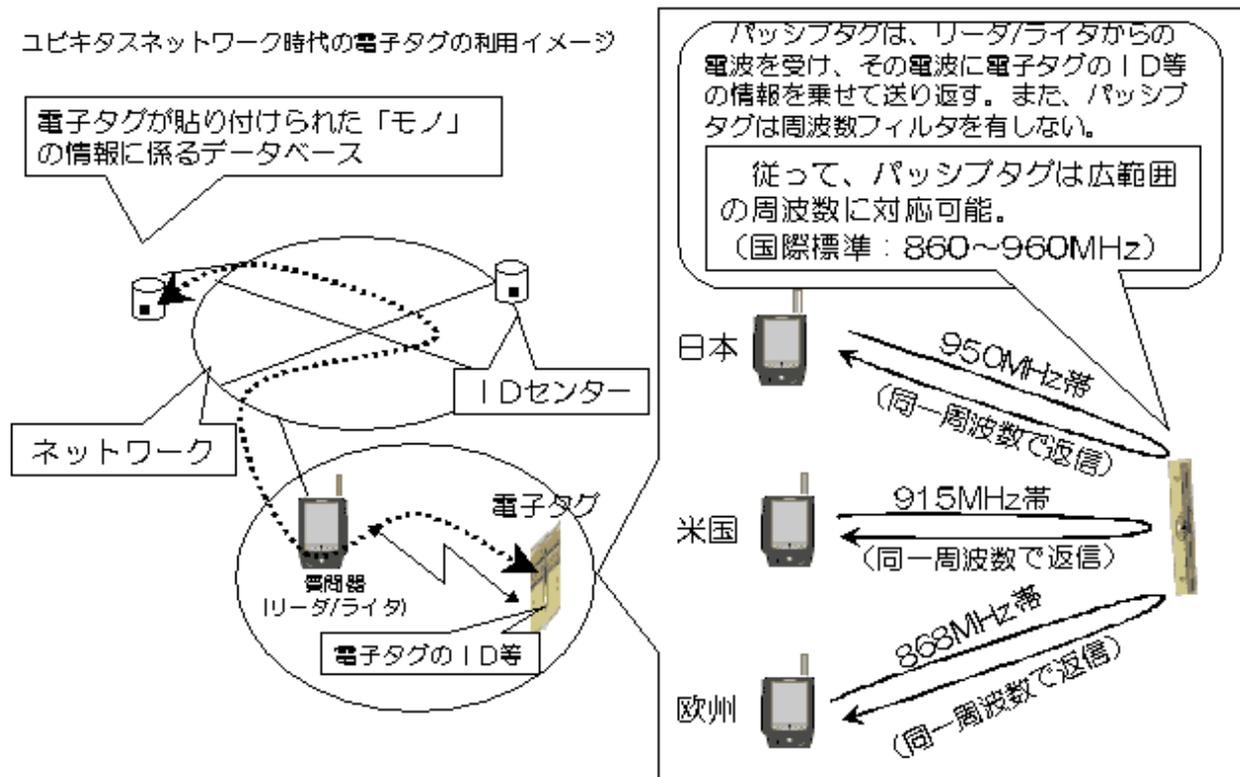
- 高出力型 (長距離通信を用いた業務用アプリケーション、リーダー/ライタは主にゲート型・据置型、免許が必要な構内無線局)
- 低出力型 (一般ユーザも利用、リーダー/ライタは主にハンディ型、出力10mW 以下の免許不要タイプ)

今回の一部答申は、ニーズの高い高出力型についてのみ対象とし、免許不要の低出力型については、今後、共用化技術等をはじめとする技術的条件を継続検討する。

1. 1. 2 433MHz 帯アクティブタグシステム

アマチュア無線との共用検討のための電波暗室における実証実験が必要で、その結果を基に継続検討する。

【パッシブタグは広範囲の周波数に対応】



1. 2 技術的条件の概要について

- 空中線電力は1W以下、空中線利得は6dBi以下(4W:EIRP(36dBm)、欧米と同様)。これにより、通信距離としては5m以上可能。
- スプリアスは、近接のPDC、STL、IMT-2000、2倍高調波のPHSとの干渉検討を元に以下を算出。

表 周波数帯ごとのスプリアス領域発射の強度の許容値
(給電線入力点)

周波数帯	スプリアス領域発射の強度の許容値 (給電線入力点)	参照帯域幅
30MHz以上1GHz未満 (715MHz以上960MHz以下を除く)	-36dBm	100kHz

715MHz以上945MHz以下	-61dBm	1MHz
945MHzを超え950MHz以下	-61dBm	100kHz
950MHzを超え952MHz未満	-39dBm	100kHz
954MHzを超え956MHz未満	-39dBm	100kHz
956MHz以上960MHz以下	-61dBm	100kHz
1GHz以上5GHz未満 (1884.5MHz以上1919.6MHz以下 を除く)	-30dBm	1MHz
1884.5MHz以上1919.6MHz以下	-61dBm	1MHz

○ 周波数は近接のシステムとの干渉検討(感度抑圧)から952～954MHz。

詳細については、<http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/041215_1.html>を参照して下さい。

編集後記

新年あけましておめでとうございます。

本号No.475は平成17年の最初のARIB Newsになりますが、本年も企画国際部のスタッフ7名が交代で編集子を務めますので、皆様のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

さて、新年に係る話題となりますが、皆様は十二支の由来の民話をご存じでしょうか。

昔々のある年の暮れのこと、神様が動物たちに「元日の朝、新年の挨拶に出かけて来い。一番早く来た者から十二番目の者までは、順にそれぞれ一年の間、動物の大將にしてやろう。」とお触れを出しました。一番早くに出発したのが足の遅い牛でした。しかし、トップでゴールを切ったのが、牛の背中にこっそり飛び乗り、神様の御殿の門に着いたとたんに飛び降りて牛を抜き去ったねずみでした。それで牛は二番、それから虎、兎、竜、蛇、馬、羊、猿、鶏、犬、猪の順で着きました。猫は、ねずみにだまされて一日遅れで行ったものだから番外となり、十二支に入れませんでした。それで猫はねずみを恨んで、今でもねずみを追い回すのだそうです。

編集子はこの話を長い間知らないままでしたが、子供の絵本で初めて知りました。福島県に伝わる民話とのことですが、類話が日本全国はおろか中国、朝鮮半島、モンゴル、中央アジア及びロシア周辺にも伝わっているそうです。

地道に努力しながら一番になれなかった牛と、ねずみにだまされて十二支に入れなかった猫が気の毒ですが、このねずみには「トムとジェリー」のジェリーを思わせる利発さと愛嬌があり、にくめないキャラクターです。

(編集子:PAO)